

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月26日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第8号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条の2関係）			別表第2（第7条の2関係）		
項	路線名等	区間	項	路線名等	区間
略			略		
72の2	広島市道南4区470号線	広島市南区宇品東二丁目943番1先から 広島市南区宇品海岸三丁目（宇品インターチェンジ）まで	72の2	広島市道南4区470号線	広島市南区宇品東二丁目943番1先から 広島市南区宇品海岸三丁目（宇品インターチェンジ）まで
<u>72の3</u>	<u>広島市道南4区中広宇品線</u>	<u>広島市南区出汐二丁目829番1先から 広島市南区翠四丁目1796番6先まで</u>			
略			略		
113の9	東広島市道志和流通1号線	東広島市志和町冠字嵯峪43番先から 東広島市志和町七条栴坂字尾ノ下1025番1先まで	113の9	東広島市道志和流通1号線	東広島市志和町冠字嵯峪43番先から 東広島市志和町七条栴坂字尾ノ下1025番1先まで
<u>113の10</u>	<u>東広島市道志和流通2号線</u>	<u>東広島市志和流通1番9先から 東広島市志和流通1番10先まで</u>			
<u>113の11</u>	略		<u>113の10</u>	略	
<u>113の12</u>			<u>113の11</u>		
<u>113の13</u>			<u>113の12</u>		
<u>113の14</u>			<u>113の13</u>		
<u>113の15</u>			<u>113の14</u>		
<u>113の16</u>			<u>113の15</u>		
<u>113の17</u>			<u>113の16</u>		

<u>113</u> の18		<u>113</u> の17	
<u>113</u> の19		<u>113</u> の18	
略		略	

附 則

この公安委員会規則は、令和7年7月1日から施行する。